(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画主体	洲本市

洲本市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 洲本市農林水産部農政課

所 在 地 兵庫県洲本市五色町都志203番地

電 話 番 号 0799-33-1924

F A X 番号 0799-33-1144

メールアドレス nousei@city.sumoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ
計画期間	平成26年度~平成28年度
対象地域	洲本市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数值
シカ	水稲	1.5ha 1,603千円
	飼料作物	1.4ha 668千円
	野菜	1.0ha 4,919千円
	計	3.9ha 7,190千円
イノシシ	水稲	0. 3ha 338千円
	飼料作物	2. 2ha 1, 039千円
	野菜	0. 4ha 488千円
	いも類	0. 0ha 58千円
	計	2. 9ha 3, 923千円

(2)被害の傾向

柏原山系が連なる市南部では、年間を通じてシカ・イノシシによる農作物の食害が深刻である。

市中部にある先山山系以北では、年間を通じてイノシシによる農作物の 食害が深刻であるとともに、ため池堤体の掘り返しによるため池の保全上 の問題が懸念されている。

近年、市全体の被害額は減少傾向にあるが、イノシシの生息区域の拡大により、従来被害が発生していなかった地域において、新たな農作物被害が発生している。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
シカ	3. 9ha 7, 190千円	2.8ha 4,732千円
イノシシ	3. Oha 3, 923千円	2. 1ha 2,661千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	銃器を用いたグループ猟・	捕獲班による熱心な活動によ
に関す	わな猟によるシカの捕獲及び	り多数の捕獲を行っているが、
る取組	わな猟によるイノシシの捕獲	対象鳥獣の生息範囲が広く、効
	を年間を通じて支援している。	果的な捕獲が難しい。
	銃猟・わな猟免許の新規取	銃猟免許所持者の高齢化によ
	得を支援している。	る減少が懸念される。
防護柵	国庫及び県補助事業を活用	イノシシの生息区域の拡大に
の設置	した集落単位の防護柵の整備	より新たな被害地域が発生して
等に関	を進めるとともに、市単独事	おり、対策を講じる必要がある。
する取	業によりほ場単位の防護柵等	過去に設置した防護柵のうち
組	の設置を支援している。	老朽化により十分な効果を発揮
	平成23年度に野生動物育成	できていないものがあり、修繕
	林整備事業によりバッファー	等の対応が必要である。
	ゾーン(広石中地区32ha)を	
	整備している。	

(5) 今後の取組方針

従来講じている捕獲等に関する施策及び防護柵の設置等に関する施策を引き続き講じていくとともに、地域住民が主体となった捕獲と防除の両面からなる総合的な集落ぐるみの被害防止体制の構築について、鳥獣の習性や防除技術等の知識の普及啓発、財政的な支援等を行い、対象鳥獣の生息範囲の拡大防止と農作物被害の縮減を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

兵庫県鳥獣保護管理事業計画に基づく有害鳥獣捕獲班による捕獲活動を実 施する。

(2) その他捕獲に関する取組

· — / • · · ·			
年度	対象鳥獣	取組内容	
26年度	シカ	捕獲機材(箱わな30基)の整備及び導入支援	
	イノシシ	狩猟免許(第1種銃猟・わな猟)の取得促進	
27年度	シカ	捕獲機材(箱わな30基)の整備及び導入支援	
	イノシシ	狩猟免許(第1種銃猟・わな猟)の取得促進	
28年度	シカ	捕獲機材(箱わな30基)の整備及び導入支援	
	イノシシ	狩猟免許(第1種銃猟・わな猟)の取得促進	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

兵庫県が策定した特定鳥獣保護管理計画及び特定鳥獣保護管理計画に従い、以下のとおり設定する。

シカについては、存続可能最小個体数を確保しつつ、直近の捕獲実績に 応じた捕獲目標を設定する。

イノシシについては、継続的に捕獲圧を加え、生息密度の低減を図るため、達成可能な捕獲目標を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
シカ	536頭	536頭	536頭
イノシシ	350頭	350頭	350頭

捕獲等の取組内容

シカについては、柏原山系において年間を通じた銃猟による捕獲と周辺地域におけるわな猟による捕獲を実施する。 イノシシについては、市内全域でわな猟による捕獲を実 施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
_	_

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 (1)侵入防止柵の整備計画(2)その他被害防止に関する取組

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*
対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
シカ	金網柵5,000m	金網柵4,000m	金網柵3,000m
イノシシ	金網柵10,000m	金網柵9,000m	金網柵8,000m

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	シカ	個別柵の設置支援
	イノシシ	集落ぐるみの鳥獣害対策支援
27年度	シカ	個別柵の設置支援
	イノシシ	集落ぐるみの鳥獣害対策支援
28年度	シカ	個別柵の設置支援
	イノシシ	集落ぐるみの鳥獣害対策支援

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
洲本市	関係機関・有害鳥獣捕獲班との連絡調整
(鳥獣被害対策実施隊)	
兵庫県淡路県民局	関係機関との連絡調整
洲本農林水産振興事務所	
兵庫県警察洲本警察署	住民通報・現場対応、関係機関との連絡調整
一般社団法人兵庫県猟友会	捕獲活動の実施
洲本支部・中淡支部五色地	
区	

(2) 緊急時の連絡体制

洲本警察署→(洲本農林水産振興事務所→)洲本市→有害鳥獣捕獲班

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	W本市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
洲本市	協議会事務局、関係機関との連絡調整、
	鳥獣捕獲許可証の交付、捕獲活動の指導、
	被害情報の収集・整理、捕獲・防除技術
	の普及啓発 、後継者の育成
洲本市農業委員会	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
兵庫県淡路県民局	鳥獣保護法の指導、保護管理計画の推進、
洲本農林水産振興事務所	県研究機関との技術支援の調整、捕獲・
	防除技術の普及啓発
(森林動物指導員)	野生動物育成林整備等の森林整備指導、
	生息地(森林)管理手法の検討・支援
淡路広域行政事務組合	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
農業共済事務所	
淡路日の出農業協同組合	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
一般社団法人兵庫県猟友会	捕獲活動の実施、捕獲技術の普及啓発
洲本支部・中淡支部五色地区	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センタ	野生動物に関する調査研究、捕獲・防除技術
-	の普及啓発
兵庫県警察洲本警察署	鳥獣保護法、銃刀法の指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

規模(構成):市職員4名(隊長1名、副隊長1名、隊員2名)

活動内容:広報・啓発活動の実施

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

国庫・県補助事業等を活用した被害防止施策の実施

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費、捕獲現場での埋設、処分施設への搬入等適切な処理を行う。 肉としての利活用の可能性についても、処理加工施設の整備等を含め、 検討を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

兵庫県並びに隣接する淡路市及び南あわじ市と連携した広域的かつ効果的 な被害防止施策の実施について検討を行う。